

障がい者スポーツ団体地域活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大分県障がい者体育協会会長（以下「会長」という。）は、各地域で活動する障がい者スポーツ団体（以下「団体」という。）の活性化と県内の障がい者スポーツのさらなる定着を図るため、競技力向上を目的とした練習会の開催や県外への遠征等に要する経費を団体に補助金として交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(経費及び補助額)

第2条 この補助金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 練習会の指導者に対する謝金及び旅費
- (2) 練習会及び県外遠征等に係る参加選手等の飲料代等
- (3) 練習会及び県外遠征等に係る会場使用料
- (4) 県外遠征等に係る交通費（バス等の借上げ代を含む。）
- (5) 競技用具等購入費
- (6) その他練習会及び県外遠征等に必要と認められる経費

2 補助限度額は、1団体8万円とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、会長が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 活動計画表（第3号様式）
- (3) 収支予算書抄本
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助条件)

第4条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 次の要件を満たすこと。
 - ア 練習会及び県外遠征等は、競技力向上に資すると判断できる内容であること。
 - イ 活動年度当初に、団体として掲げる「活動目標」を設定し、目標に則した活動内容であること。
 - ウ 補助については、原則として年1回とする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更承認申請書（第4号様式）を会長に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度

から起算して5年間整備保管すること。

- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
 - (8) 財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (9) 会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を協会に納付させることがあること。
- 2 会長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第5条 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知書の内容に不服があるときは、当該通知書を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第6号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業を行う者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（第7号様式）により行うものとする。

式)に次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに会長に実績報告をしなければならない。

- (1) 事業実績書(第8号様式)
- (2) 活動実績表(第9号様式)
- (3) 収支決算(見込)書抄本
- (4) その他会長が必要と認める書類(領収書の写し)

2 実績報告に際しては、年度当初に設定した「団体活動目標」についての評価を行うものとする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 会長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 この要綱の規定により、会長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めのあるものを除き、会長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成21年度の予算に係る障がい者スポーツ団体地域活動支援費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度の予算に係る障がい者スポーツ団体地域活動支援費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の予算に係る障がい者スポーツ団体地域活動支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の予算に係る障がい者スポーツ団体地域活動支援事業費補助金から適用する。